

①上

北棧聞略引

寛政四年壬子歳九月、伊勢国の漂人三名を魯西亜国の使舶東蝦夷地に送來る。漂人等はじめ駿州の洋より彼国の属嶋に漂着、年を逐て彼部中を経歴し、王都に到り女王に謁し、恩允しゆるを得て專舶を差遣し皇朝に送還す。蝦夷惣轄松前若狭守源通広東都の上聴に達し、やがて御使下され、彼使臣等勞資帰国、事訖りて後漂人を東都に召さる。臣国瑞、内旨を奉じ、彼国制、地俗、居廬、飲食、諸瑣事に至るまで詳問訊究し、更に中国の紀載西洋の書冊に出るものと参訂攷補して附按となし、書十二卷図二卷を作り、甲寅の秋に至りて書成て上る。謹で起本の提要を記す事しかり。

寛政六年甲寅八月

臣国瑞謹識

①下

飄海送還始末 上

天明二年壬寅の歳十二月、勢州龜山領白子村の百姓彦兵衛が持たる船神昌丸に、紀伊殿の運米五百石并江戸の商賈等へ積送る木綿、葉種、紙、饌具等を積載せ、船頭大黒屋光太夫以下合船十七人、同十三日の巳の刻ばかりに白子の浦を開洋し、西風に帆を揚て夜半ころに駿河の沖に至りしに、俄に北風ふき起り西北の風もみ合て忽舵を推き、それより風浪ますます烈敷、すでに覆溺すべきありさまなれば、船中の者ども皆々鬚を断、船魂に備へ、おもひくく日頃念ずる神仏に祈誓をかけ、命かぎりに働ども、風は次第に吹しきり、曙方に至りては、狂瀾澎湃その声雷の震ふが如く、勢山の崩るることくなれば、船中倉皇として施すべき手段もなければ、まづ桅をきり捨、上荷をはね、七、八日が間は東へくと吹流され、後には山も見へず渺茫たる海上を風浪にまかせてそこはかたなく漂ひしが、程なく翌卯歳二月になり彼岸にも入ければ、風も南に吹変り海上も穩になりける故、舵桿を桅に仕たて、袷単衣の類を綴り合せて帆となし、おもてに繩二条ひかせ、何国をあてとはなしに走り居たるうち、船底に井伊家より便船に積たる畳おもての二捲ありしを見出し、これを帆にかけて数日はしりけれども、一向に地方とても見へざりければ、三五郎光太夫にむかひて言けるは、かく海上に漂ひていつを果、何国をあてとも知ざれば、神籤をとり太神宮の御告にて地方の遠近をもはかり給へと、五十里、百里、百五十里と五十里宛千里までを籤に認、御祓につけ開き見るに、六百里といふ神籤なりければ、幾八いふ様、神籤のとりなほしはせざるものなれどもせめてもの心

②

はらしに今一度試んとて、自身再び籤をとり見るに、又も六百里と神籤上りける故船中一同に色を失ひける。

③ 三月になりける頃は、碇も二挺まで波にとられ、剽船の舳舻もはなれ損ぜしうへ、いつ方よりかあかさし入、既に二尺余も水湛へければ、船中いよ／＼度を失ひおの／＼必死の覚悟を極しに、三五郎いひけるは、かかる時にこそ神仏の御加護を祈り申すより外はなし、手を束ねて死をまたんよりは、何方にあかみちのつきたるや神籤を取て見るべしとて、船の名所を籤に記し御被に着けるに、面楯の一間といふ神籤なりければ、やがて其処をたづね見るに、果してあか路有けるにぞ、即時にはね残りし木綿を取出し、筈にかひて不測の危難をのがれける。

もとより船中には米多く積たる故、糧食に事は欠ざれども、二月の末より飲水に乏しくなりし故、水桶に鎖をおろし、鑰は光太夫が腰に佩居て日毎に人数に割つけ遣ひけるが、それも程なく尽ぬれば、梶のもとにかこひ水とて大櫃に貯へ置たる水を取出し遣ひしに、是もやがて飲尽し、今ははやせん方なく水を絶事一昼夜に及び、苦しきの余り潮を汲て飲んとすれども、なか／＼のまる／＼ものならねば皆々渴に堪かねしに、幸に其夜中雨降ける故、桶樽の類は勿論哨船までを洗ひて雨水をうけ、また光太夫工夫にて楼の四方に細き木をうち付、正中に孔を穿てその下に器をうけ、残りなく天水を貯へける。其後は雨も程よく降ける故水に渴する事もなかりしとぞ。時ははや五月にもなりぬれども、此洋中は雪もをり／＼ふりて寒き事はなはだしく、何れも綿衣を着居たりしなり。

④

此頃より水手幾八は腹痛下利してなやみけるが、七月十五日の夜亥の刻ばかりに死す。合船の者ども、艱苦に身体もよはりつかれ、そのうへ誰言合するとはなけれども、神仏へ祈願のため日々に三度垢離をとりける故、精力も衰へたるにや、いづれも雀目になりて夜分は物のあいろも見えざる故、夜明を待て死骸に沐浴させ、髪を剃桶に入、白木綿にてつめ、蓋の上に勢州白子大黒屋光太夫船水手幾八と書記し、其上を木綿にてよく／＼結び、泣く／＼海中に沈めける。其夜は雷雨甚しく、翌十六日は海上大にあれ、暮頃より大風雨になり激浪天を洗ふ如く、大風舷の牆を破り、板子を吹揚、火盆を吹翻し、新蔵が面に中りて半面を火傷せしとなり。さて洋中に漂ふうちは、朝夕に雲霧凝むすびて島山の如くに見ゆる事あり、地方を見かけし事よるときほひ悦ぶうちに、旭の昇に随ひて次第に消うせ、力を落せし事も数度ありしなり。鳥は鷗の外絶て見あたらす、天気よき日には心も引たち、かゝる艱苦の中にも糙米は食しがたきものなれば、米を桶に入、小さく杵を造り、かはり／＼に搗ふるひなどすれども、雨天の時は気分もふさぎ勝れねば、雨に濡る／＼をも厭はず楼の上に転び臥て寝る者多し。また余りに長閑なる天気統て舟も動かさざる程の凪には、まぎるるわざもなく退屈のあまりに、水手の若者ども博うちなどせし事も有しかども、贏たるも輸たるも船中までの事なれば、財失ひし者もさのみをしきともおもはねば、得し者も使用すべき道もなければうれしきとも思はず、争ふ心もはりあひもなき故、徒に退屈をますのみにてやみけるとぞ。初のほどはたがひにうさをいさめなくさめ、一身手足の如くたすけ合しが、日数ふるほどに後々は思ひ／＼に異議を起し、やゝもすれば口

論を仕出し、少しの争にも打あひ攔あひ、何れも必死と極めしもの共なれば、船頭親父(船中の賄を司り船頭同様のものをいふ、この船中にては三五郎をいふなり)等の扱ひをも聞いれず、これには毎度手にあまり迷惑したる由なり。

同十九日の暮ころに、三五郎海上にて昆布を見つけ船は地方近く成たるぞと言ける故、皆々大きに力を得いさみ悦びける。同廿日の暁に磯吉小解に起出で、島の如きものを見つけけれども、年少き者の事なれば仔細に見るにも及ばず、例の雲の凝たるならんと思ひて其儘に入て臥たりける。夜明に小市楼に出、寅卯の方を見たるに、霧にてさだかならね共島のかたち見えける故、船中の者共を呼おこせば、皆々楼にかけ上りて見るうちに、もやも次第に晴渡り、四ツ時頃には山もはきと分り、雪なども見え、いよ／＼島と見定めければ、船中の悦いはんかたなし。されども舵さへなき事なれば、船をよすべき手だてもなく、又もや地方に風立なば、眼前に嶋を見かけながら、もとの洋中に吹戻されもやせんと、様／＼に心をくだき、船を艦にふり直し、小き帆を拵へ、繩を二条舵にひかせ、漸末の刻ばかりに島に近づき、四、五丁計はなれて本船に碇をおろし、三五郎、次郎兵衛は此程より病氣にて枕もあがらざりし故、本船の内にて哨船に乗せ、とやかくして吊おろし、太神宮の宮居を遷し(此宮居は今度恙なく持還りしなり)糧米二俵、薪四、五束、鍋釜衣服臥被までも積のせ、光太夫は佩刀をさし、自分荷物の木綿一行李つみいれ、合船一同に乗り、磯辺にのり付たるに、一円に木も生ぜざる小島なり。兎角する間に、此方の船を見かけ、嶋人等十一人、何れも被髪にて鬚短く面色赤黒く跣足にて、鳥の羽を綴りたる膝のかくるるばかりなる衣を着、棒のさきに雁を四、五隻宛結着たるをうちかたげ、山の腰を伝ひ来り磯ぎはにて出合たるに、人とも鬼とも更に弁がたし。何やらん言かくれども一向に言語通ぜず、光太夫思ふやう、彼等も人類にて性情殊なる事なくば慾心あるべし、慾心だにあるほどならば、如何様にも志の達せざる事はあるまじきと、まづ試に錢を四五個あたへ見るに心よく受たる故、木綿をとり出しあたゆれば、悦たる躰にてこれをうけ、近くと寄て光太夫が袖を引、こなたへ来れといふ躰也。光太夫同船の者に向ひ、某は船頭の役にて、船を捨ては行難ければ、何れものうち誰にても行て見るべし、定て家居も有べきまゝ、其躰をも見届け来るべきよしをいへども、誰行て見んといふ者なし。とかく評議するうちに、清七、庄藏、小市、新藏、磯吉言様、我々五人行て試べしとて、島人の後に従ひ、半里計(此方の半里也)行て山の顛にか、れば、向の方に以前の島人とは抜群の容儀にて、緋哆囉呢の服を着たる者兩人、鳥銃を携へ立居たりしが、五人の者を見るより空炮を放し故、いづれも肝を消したるに、近々とより来て五人の者の肩を撫、背をさすりいたはる躰にて、言語はいさゝかも通ぜざれども、こなたへ来るべしといふさまなれば、島人もろとも打連て峠を越れば、はや北の海浜一面に見えわたれど人家とては一軒も見えず。此方の磯辺には哆囉呢天鷲絨の装束したる者

いづれも鎗鉄炮をもち大勢群居たる所へ五人の者を伴ひ行、何やらん対談する躰にて、麴むろの如きもの前に連行、戸を開きて内に伴ふ。入て見れば横二間半計長さ六、七間計に地を掘くほめ、土際より梁を人字の形のごとくに組合せ、横木をわたし、草にて葺、その上に土